

令和6年度 いわて農山漁村発イノベーション人材育成研修業務

業務仕様書

令和 6 年 4 月
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度いわて農山漁村発イノベーション人材育成研修業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

小規模経営が多い中山間地域では、農林漁業者だけで加工・販売分野に取り組み、収益性をあげることが難しい地域も多いことから、地域全体での収益性向上や活性化を図る必要がある。

そこで、地域内における6次産業化の取組や、多様な地域資源を活用した取組等について、地域の多様な産業と連携、農村漁村の地域活性化を進めていく「農山漁村発イノベーション」の取組を実践する中核人材を育成するため、岩手県内で農林漁業を営む生産者等を対象とした講座及び実務研修を実施する。

(2) 業務概要

ア 業務名 令和6年度いわて農山漁村発イノベーション人材育成研修業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(3) 業務内容

地域内の多様な主体と連携した6次産業化などの取組を実践・牽引する中核人材を育成するため、岩手県内で農林漁業を営む生産者等を対象に、座学・実技で構成された研修を実施すること。

具体的な業務内容は次に掲げるとおり。

ア 受講生の募集

岩手県内に在住の農林漁業者等について10名程度募集すること。

イ 開講式の実施

受講生を一同に集めた開講式を実施すること。その際、会場（ホテル等）の設定を行うこと。

また、開講式にあたっては、受講生に対しオリエンテーションを実施し、受講生が農山漁村発イノベーションに関する個別の事業計画を作成し、計画を実行するよう促す内容とすること。

ウ 講座・実務研修の実施

① 地域内の多様な主体と連携して6次産業化などの農村漁村の地域活性化を進めていく「農山漁村発イノベーション」の取組を実践するにあたって必要な知識（6次産業化等の事例や支援情報、地域コーディネート手法、ブランド戦略、HACCP、衛生・品質管理、情報発信やDXなどのデジタル技術等）について習得できる座学・演習について、web会議システム（Zoom等）を用いたオンライン講座を実施すること（8回以上）。

なお、オンライン講座を実施するにあたり必要なインターネット環境の構築（受講生に対するwifi機器の貸出等）については、本業務に含めないこと。

- ② オンライン講座については、講座の動画について併せて作成し、都合により講座に参加できなかった受講生が、欠席した講座の動画を聴講できる体制を整えること。
- ③ 地域内の多様な主体と連携して6次産業化などの取組を行うにあたり、地域連携等を積極的に行っている生産者や2次産業者、3次産業者の元で学ぶ現地研修を実施すること（2回以上）。
- ④ 研修の効果を高めるため、研修の効果や理解度について毎回、アンケート調査を実施すること。

エ 事業計画の策定及び発表・閉講式の実施

地域の多様な主体と連携した6次産業化などの農山漁村の地域活性化を進めていく「農山漁村発イノベーション」の展開について、受講生が個別に事業計画を作成し、発表を行うカリキュラムを組み込むとともに、閉講式を実施し、その会場（ホテル等）の設定を行うこと。

オ 交流会の実施

過年度の「いわて農山漁村発イノベーション人材育成研修」を受講した修了生とネットワーク構築支援を目的とした情報交換等を行う交流会を実施すること。

カ コロナウィルス感染症対策

研修の実施にあたっては、コロナウィルス感染症対策を実施するとともに、研修時の岩手県内の発生状況、県の要請等に対応して実施すること。

キ 報告書の作成

本業務に係る実施結果をまとめた報告書を作成し、書面（1部）及び電子データ（Microsoft Word、PowerPoint又はPDF形式）で納品すること。

ク その他

提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

(4) スケジュール（予定）

令和6年5月2日（木）	企画提案書等提出
令和6年5月8日（水）	企画提案選考委員会
令和6年5月中旬	委託契約締結 事業実施（受講生募集）
令和6年6月中旬	開講式（研修開始）
令和7年2月上旬	事業計画発表、閉講式（研修終了）
令和7年2月28日（金）	委託期間終了

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

- ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。
- イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB 会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。
- イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報の持出しの禁止)

第3 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第6 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(実地調査)

第8 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第9 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第10 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。